

○茨城県立医療大学付属病院研修士制度実施要項

(目的)

第1 目的

この要項は、茨城県立医療大学付属病院研修士規程（以下「研修士規程」という。）に基づき、研修士に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 募集

研修士の募集にあたっては、別に病院長が定める茨城県立医療大学付属病院研修士募集要項により行う。

第3 選考方法等

研修士の選考は、応募書類及び面接による審査によるものとする。

上記審査については、病院長，リハビリテーション部長，理学療法科長，作業療法科長，病院管理課長が行う。

第4 研修士への指導者

研修の指導にあたっては、リハビリテーション部長が統括する。

研修士への指導にあたっては、1人の研修士につき1人のスーパーバイザー（臨床指導者）により行う。スーパーバイザーは、研修士個人の専門性や技術を考慮し病院長が任命する。

第5 研修士の認定

病院長は、研修士規程第5条に定める研修を修了した者に対し、医療大学付属病院研修士認定証を交付するものとする。

付 則

この付則は、平成21年2月3日から施行する。